



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.  
日本国公認会計士 金澤 厚



## 第140回 タイ国 ビジネス事例 外国公務員贈賄防止指針②

前回は防止体制が必要とされる背景や必要性、構築・運用するに当たっての視点としてトップのメッセージの重要性、リスクベース・アプローチについてご紹介しました。今回は、外国公務員贈賄防止指針のうち、防止体制の具体的な内容についてご紹介します。

### (企業が目標とすべき防止体制の在り方)

外国公務員贈賄を防止するため、国際的に活動する企業が備えるべき防止体制とはどのようなものでしょうか。ここでは防止体制の構築、運用が適切に行われるよう参考となる例をご紹介します。各企業においても検討、対応を行うことが期待されます。

ただし、各企業での具体的な防止体制の構築・運用の内容については、それぞれの事業実態に応じたリスクの大小や見込まれる効果に応じて各企業の裁量に委ねられています。各企業が主体的に判断し、実効性の高いシステムを構築し、運用することが望まれます。

### (防止体制の基本的内容)

防止体制の基本的内容は企業規模や事業形態などによって大きく異なることが通常です。しかし、一般的には以下の項目が防止体制として望ましい要素であると考えられています。

#### ① 基本方針の策定・公表:

基本方針とは、国内外の法令違反となる外国公務員贈賄を防止するための企業集団全体のポリシーとなるものをいいます。以下の項目を含むことが必要です。

- 「目先の利益よりも法令遵守」という経営者の基本姿勢
  - 外国公務員等に対し、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に該当するような贈賄行為を行わないこと。
  - 贈賄防止に向けた社内体制の構築や当該社内体制に基づく取り組みを実施すること
- これらの内容は、前回ご紹介した経営トップが発すべきメッセージと同じものです。すなわち、これら基本方針は経営トップから発生られ、更に社内規程で具体化され、各現場で共有され、徹底が図られることが重要です。

この意味では、経営トップのみならず、現場により近い各事業部門や拠点などの責任者が経営トップと目線を揃えた同趣旨のメッセージを重ねて発することも効果的とされます。

更には、策定された基本方針を、社内のみならず社外にも公表し、贈賄防止に向けた企業意思を示すことで、ひろく国内外の従業員や投資家、取引相手先などへ周知されることが期待されます。

#### ② 社内規程の策定:

リスクベース・アプローチのもとでの社内規程の整備にあたっては、高リスクの業務行為については特に慎重な考慮が行われるよう以下の要素が盛り込まれることが必要です。

- 外国公務員等との接点が生じる場面を整理し、各場面における社内手続きや判断基準等をマニュアル化していきます。

例えば、外国公務員等との会食や視察のための旅費負担など外国公務員等に対する利益の供与と解される可能性のある行為については、行為類型ごとに承認要件、承認手続き、記録、事後検証手続きを明確にします。

また、エージェント等を起用するにあたっては、エージェント等の外国公務員等との接点や関係性、贈賄防止に係る社内規程の整備遵守状況、過去現在の贈賄リスクなどを調査すること、契約条項には法令遵守等の表明保証、エージェント等に対する調査権限、資料提供義務、記録保存義務などを織り込むこと、支払う金額が業務内容に比して合理的な金額であることを確認することが有用です。

●贈賄行為又は社内規程違反を行った従業員に対しては、人事上の制裁が課される旨を明確にすることが有用です。また、決裁規程や稟議規程など関連社内規程を有する場合には、外国公務員等への支払い行為や取引についても適用されるよう贈賄行為を対象として明記することが考えられます。

●スモール・ファシリテーション・ペイメント(Small Facilitation Payment: SPF)、つまり手続き円滑化のための少額の支払いについても、金額の多寡ではなくその支払い自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当する可能性があります。従って、SPFを原則禁止する旨社内規程に明記することが望ましいとされています。

### ③ 組織体制の整備

社内の役割分担、関係者の権限及び責任が明確となるよう社内の組織体制を整備します。その際の留意点は以下の通りです。

#### ●コンプライアンス担当役員又は責任者を指名すること

コンプライアンス責任者は関係法令、指針等の各種情報を適切に把握、理解し、実務上の問題点について適宜整理し、経営者、取締役会に対して定期的に報告することが求められます。防止体制の実効性を確保するには、大規模な拠点毎や地域統括拠点毎にコンプライアンス責任者を置くことも考えられます。

#### ●社内相談窓口・社内通報窓口を設置すること

外国公務員やエージェントなどから賄賂を求める依頼・示唆があった場合など、具体的に判断が必要な事態が生じた場合に備え、相談窓口を設置し、社内通報を受け付ける窓口を設置します。

相談窓口、通報窓口については、匿名通報の許容、通報者に対する報復行為禁止の徹底などが求められます。

#### ●その他の留意点

防止体制の運用においては、現場の具体的な贈賄の兆候を早期の対応に結び付けることが出来るよう、現場担当者が上司やコンプライアンス責任者に相談できるような、組織内の「風通し」を確保することもあります。

子会社含め、営業部門、営業担当者に対して、実現困難な受注実績を求めるなど贈賄行為を行う動機を形成させないような配慮も求められます。

以下、D)社内における教育活動の実施、E)監査等、F)経営者等による見直しについては次号でご紹介いたします。その他次号では、子会社の防止体制への親会社の支援・指導の在り方、有事における対応の在り方についてご紹介いたします。

## CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., Ltd.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

**1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス**

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th